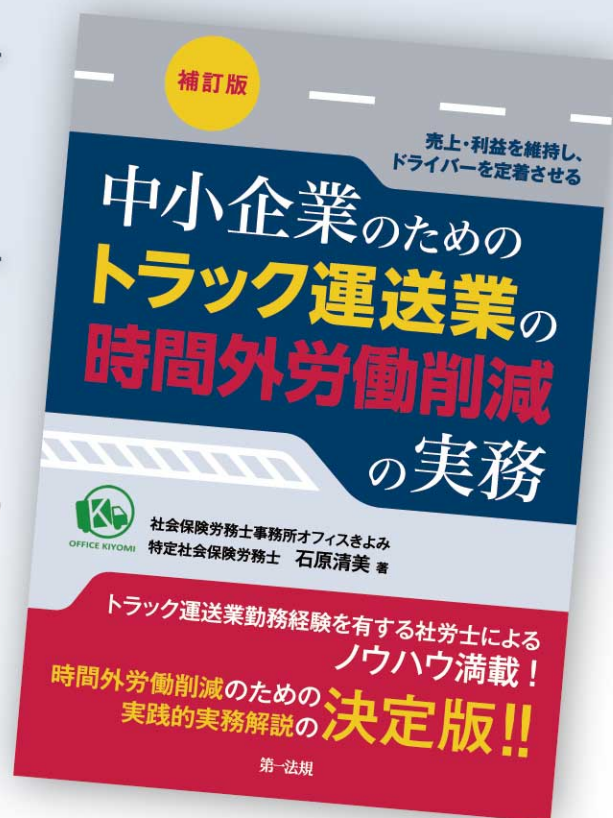


売上・利益を維持し、
ドライバーを定着させる

中小企業のための トラック運送業の 時間外労働削減 の実務

補訂版



社会保険労務士事務所オフィスきよみ
特定社会保険労務士 石原清美 著

A5判 / 182頁

定価3,190円(本体2,900円+税10%)

トラック運送業の時間外労働規制と罰則を整理した上で、効果的な時間外労働の削減方法や実務をわかりやすく解説。対応すべきポイントが理解できる！

荷主の理解・協力を得るための具体的な手法と進め方がわかる！

トラック運送業でよくある質問・相談とそれに対する回答を掲載。また、著者が携わった労働時間短縮等の事例をはじめ労働時間管理に関する事例を実際の長距離輸送の時間カウントも交えて掲載！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

25年のトラック運送業務経験がある社労士のノウハウが満載！ 実例に基づいた具体的な効果が示されているため、すぐに実践できる！

はじめに

第1章 「2024年問題」とは

- 1 背景—運送業の働き方改革と法改正
- 2 リスクと罰則
- 3 中小企業の現状と「2024年問題」

第2章 トラック運送事業に係る法規制・罰則

- 1 トラック運送業の法律
- 2 自動車運送業の仕事の流れ
- 3 持込み運転手について
- 4 国土交通省の委託業務である巡回指導および特別巡回指導
- 5 国土交通省の行政処分強化の歴史
- 6 厚生労働省のトラック運送業での監査等
- 7 一般的に臨検等で要求される帳簿・書類
- 8 臨検の結果、法令違反が指摘されることが多い事案

第3章 「2024年問題」への対策としての時間管理

- 1 運送業の正しい時間管理
- 2 自動車運転者の時間管理による賃金支払いについて
- 3 ドライバーの時間外労働削減のための対策と進め方

第4章 労務管理における「2024年問題」とその対策

- 1 始業終業点呼の重要性
- 2 始業点呼の注意点 / 終業点呼の注意点
- 3 厚生労働省と国土交通省の罰則の違い
- 4 長距離輸送等の問題点の対策方法
- 5 人材育成

第5章 トラック運送業でよくある質問・相談

- 1 労働時間・休日・休暇等について
- 2 一般貨物運送事業関係について
- 3 賃金等関係について

- 4 社会保険の加入について
- 5 雇用保険について

第6章 トラック運送業での労働時間管理に関する事例

- 1 労働時間短縮等の改善事例
- 2 労働時間管理に起因する労働紛争等の改善事例
- 3 労働時間管理をしていなかった事例
- 4 所定労働時間と法定労働時間の誤差に関する事例
- 5 各種割増手当および加算手当が割増賃金の支払いと認められた判例
—富士運輸（割増賃金等）事件（平成27年12月24日／東京高裁判決／労働判例1137号42頁）—
- 6 長距離手当が割増賃金として認められなかった判例
—残業代支払等請求事件（平成28年3月30日／名古屋地裁判決／裁判所ウェブサイト掲載判例）—

第7章 売上・利益の維持ができる時間外労働削減

- 1 労働時間の削減方法
- 2 労働時間短縮による売上・利益の維持

第8章 中小規模事業者が今着手すべき対策とポイント

- 1 労働時間管理の手順
- 2 労働時間に対する賃金支払い
- 3 荷主との交渉
- 4 持込み運転手についての対策
- 5 ドライバーが運転業務をできなくなった場合の対策
- 6 従業員が、50人以上になった場合の対策

第9章 「2024年問題」が投げかけるもの

- 1 2024年問題への対策についての確認

第2章 トラック運送事業に係る法規制・罰則



①の定期監督は、一般的にその業種を特定され、その業種の事業所を主として監督が行われている場合があります。比較的に大きな事故が多発した場合などに運送業の監督が行われます。

②の労働者からの申告は、労働者自ら労基署に行き、賃金未払いなどの申告を行うことです。その申告内容を確認するために監督が行われ、訪問されることがあります。労働者からの申告で賃金未払いの場合は、時効期限まで遡りますので、その時期までの賃金台帳などからの計算を事業者が行わなければならないことが発生します。

③の労働災害が多く発生している事業所には、監督が行われる場合があります。小さな災害事故などが起こり、これを申告すると監督署が入りますなどと問い合わせがあります。労災事故の場合で、申告されずに会社が負担金の全額を負担しているところを見かけましたが、その程

第5章 トラック運送業でよくある質問・相談

トラック運送業では、ドライバーと事務職員とは労働時間のカウント方法に相違があります。ドライバーは、労働条件の改善をはかるため、改善基準告示による労働時間が策定されています。労働条件などで、この業界でよくある質問・相談を紹介しています。正しい時間管理を行うことで、より良い労働環境を作りましょう。

1 労働時間・休日・休暇等について

- 相談1：改善基準告示の労働時間の正しいカウント方法を教えてください
ドライバーをしています。夜中2時より昼12時までの仕事をしています。会社規程の勤務時間が8時より17時なので、夜中2時から8時までの早朝残業代が支払われています。このような対応で問題ありませんか。
- 回答1：ドライバーは、始業時刻より24時間でカウントします
自動車運転者の労働時間は始業時刻より24時間なので2時より所定労働時間をカウントします。所定労働時間8時間と休憩1時間（労働基準法第34条）を取得し9時間とした場合は、11時までは時間外労働としての発生はありませんが、11時から12時までの1時間は時間外労働としてカウントし125%の賃金支払いが必要となります。また、夜中2時より5時までは深夜増賃（労働基準法第37条）の25%の支払いも発生します。

詳細・試し読み・お申込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書〈第一法規刊〉

—売上・利益を維持し、ドライバーを定着させる—
中小企業のためのトラック運送業の時間外労働削減の実務 補訂版

●定価3,190円（本体2,900円＋税10%） [コード093146]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に 現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

〒 _____ 年 月 日

ご住所

機関名 _____ 部署名 _____ 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____
ご氏名 _____ 様 E-mail _____ @ _____

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様より預かりした個人情報は、商品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php) からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印